

- 基本理念 子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現
- 計画策定趣旨 子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定める
- 計画の位置付け 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、本市の実情に応じた施策の策定に関する計画
- 計画期間 平成30年度から32年度までの3年間 社会経済情勢の変化、国や県等の動向、本市の財政状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し

射水市の子どもの貧困を取り巻く課題等 アンケート結果分析等から

課題解決に向けた取組

「4つの柱」と「3つのつなぎ」の施策展開 拡充14事業 既存継続82事業

全般的な課題

- 1 支援制度やサービスの情報についての課題
 - (1) 情報が一元化されていない
 - (2) 支援を必要としている子育て家庭に十分に認知されていない
 - (3) 分かりにくい言葉を使った制度の説明となっている
- 2 相談、支援体制についての課題
 - (1) 相談から支援へつなげるコーディネート体制が不十分である

教育面の課題

- 「低所得層」と「ひとり親」において
- | | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 塾や習い事をしていない割合が高い | 学習支援 |
| (2) 経済的に余裕がない割合が高い | 制度詳細の一層の周知 |
| (3) 就学援助制度を利用したいが、自分が対象者かわからない人の割合が高い | 等が必要 |

生活面の課題

- 「低所得層」と「ひとり親」において
- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 公営住宅の割合が高い | 良質で低廉な住宅供給の支援 |
| (2) 健康状態がよくない人の割合が高い | 子育ての不安、社会的孤立の解消につながる支援 |
| (3) 一人ぼっちで寂しいと感じた割合が高い | 等が必要 |

就労面の課題

- 「ひとり親」において
- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 正規の職員・従業員の割合が低い | 安定した雇用環境の提供に関する支援 |
| (2) 「ふたり親」と比べ労働時間が長い | 家族が接する時間を確保できる環境整備 |
| | 等が必要 |

経済面の課題

- 「低所得層」と「ひとり親」において
- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 衣料や食料の確保が不十分 | 経済的な下支えをするための支援 |
| (2) 経済的に困難な状態 | 等が必要 |

つなぐ支援体制の課題

- 「低所得層」と「ひとり親」において
- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 保護者自身の資格取得のための支援や保護者不在で子どもが地域の人と食事ができる場所を求める割合が高い | サービスを提供する機関、地域、NPO等との連携 |
| (2) 親、配偶者から暴力等を受けた割合が高い | DVや児童虐待への適切な対応 |
| | 等が必要 |

1 支援制度やサービスの情報についての取組

- (1) 問合せ先を明確にするなど、一層のワンストップ化を図る
- (2) より理解しやすい言葉を使って周知していく

2 相談、支援体制についての取組

- (1) 相談、支援体制の充実を図る
- (2) 市や関係機関等の連携を強化する

「柱」教育の支援

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 学校教育を軸とした学力保障 | 小・中学校での学び応援塾の開催 |
| (2) 幼児教育の推進 | 幼稚園における幼児教育 |
| (3) 家庭や地域等の教育力の向上 | 子育て井戸端会議 |
| (4) 就学支援 | 児童生徒就学援助費 |
| (5) ひとり親家庭等の児童に対する学習支援の充実 | ひとり親家庭の児童への学習支援 |

「柱」生活の支援

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 保育の充実 | 通常保育 |
| (2) 子育て支援サービスの充実 | 地域子育て支援拠点事業 |
| (3) 子どもと保護者の健康に対する支援 | 産婦健康診査 |
| (4) 子どもの居場所づくり | 放課後子ども教室 |
| (5) 住宅に対する支援 | 住宅困窮世帯への支援拡充 |
| (6) ひとり親家庭等に対する生活支援 | 母子・父子自立支援相談 |

「柱」就労の支援

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 就労に対する支援及び情報提供 | 再就職に対する支援 |
| (2) 国、県等関係機関との連携 | ハローワーク等と連携した就業支援 |
| (3) ひとり親家庭等に対する就労支援 | 自立支援教育訓練給付金 |

「柱」経済的支援

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 各種手当等による経済的支援 | 児童手当 |
| (2) 自立支援の充実 | 生活困窮者の自立生活支援の促進 |
| (3) ひとり親家庭に対する経済的支援 | 児童扶養手当 |

「4つの柱」を推進するための「3つのつなぎ」の体制整備

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 子どもの発達・成長に応じた切れ目ないつなぎ | 相談機能の強化 |
| (2) 教育と福祉のつなぎ | 教育、福祉、保健、医療分野の専門職員の連携 |
| (3) 地域や家庭、関係団体等とのつなぎ | 三世代交流 |